

海外挙式条件書

海外挙式をお申し込みになる前に、本条件を必ずお読みください。

第1条【海外挙式手配契約】

挙式パッケージおよびお客様による特別手配依頼パッケージ商品(以下「当社商品」という)をお申し込みになるお客様は、株式会社鈴屋(以下「当社」といいます)と契約を締結していただくこととなります。

当社商品の内容・条件は、当社発行の海外挙式ご案内パンフレット、ウェディング料金表、海外挙式契約条件書(以下、契約条件書という)、および日本を出発される前にお渡しする確定書面(以下、最終確認書という)によりします。当社はお客様と定める海外挙式パッケージに関する契約(以下「挙式契約」という)において、お客様が挙式に関するサービスの提供を受けていただけるように手配し、挙式行程管理を引き受けます。

海外挙式手配に関する申し込み時間・変更受付時間・取り消し受付時間などはすべて日本時間を適用、また現地到着後は現地時間を適用し、かつ弊社の営業時間外にメール、FAX、お電話などでご連絡いただいた場合は翌営業日扱いとなります。

第2条【海外挙式のお申し込みと挙式契約の成立時期】

当社は挙式のお申し込みを、新郎新婦御両人様のうちどちらか1名、または御両人様の代理人(以下代表者といいます)からお受けいたします)ただし、代理人の場合は新郎新婦御両人様からの同意を得ていただきますようお願いいたします。また、当社は代表者からの電話、郵便、ファックス、メール、インターネット等の通信手段による挙式お申し込みもお受け致します。

挙式契約は、当社が代表者よりに所定の「海外挙式予約申込書(以下「申込書」という)を受領のうえ予約手配を行い、その予約が確定した日から起算して10日以内に所定の申込金を受領することで成立するものとします。この「申込金」は、挙式パッケージ代金、挙式オプション代金などの一部に充当させていただきます。ただし、申込書記載の式場および日付で予約が確定できなかった場合は、自動的に挙式契約は不成立となり、その旨を代表者へ迅速に通知致します。なお、予約確定後に第8条に記載された事由により予約内容に変更が生じた場合は、挙式契約は存続するものとします。また、挙式契約成立後に追加で挙式オプション、特注商品などをお申し込みいただいた場合、これらの追加お申し込み内容はすべて当項の「挙式契約」に含まれるものとします。

第3条【お申し込み条件】

挙式お申し込みは、お申し込み時点で新郎は満18歳以上新婦は満16歳以上であることを条件とします。なお、未成年者の場合は、保護者の同意書を提出していただきます。また、挙式日以前に日本において入籍していただくことが条件となる式場もございます。

リーガルウェディングの場合、手続きに必要な各種書類を当社が定めた期日までに提出していただきます。これらの書類を期日までに提出していただけなかった場合、挙式を実施できなくなる場合がございます。この場合、当社は何ら責任を負うものではありません。新郎新婦のどちらかが日本国籍以外の場合、および双方が日本国籍以外の場合、前項の各種書類及び提出期限が日本国籍の場合と異なることがあります。挙式お申し込みの時に、その旨をお申し出下さい。

慢性疾病のある方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、身体に傷害をお持ちの方などで、特別の配慮を必要とする方は挙式お申し込みの時にその旨をお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内で、これらに応じます。この場合、医師の診断書を提出いただくことがあります。また、現地事情や関係諸機関等の状況などにより、挙式の安全かつ円滑な実施の為に介助人または同伴者の同行を条件とさせていただきます。なお、状況によっては、挙式お申し込みをお断りする場合もあります。

挙式中に、新郎新婦および挙式参加者(以下「お客様」という)のどなたかの疾病、障害、その他の事由が原因となり、挙式の進行が難しくなった場合は、当社の判断により挙式の中止を含む必要な処置をとります。この場合、当該挙式の挙式契約は履行されたものとみなし、再履行は致しません。

挙式地において当社商品のサービスを提供している時間帯は当社の指示に従っていただきます。また、当該時間帯にお客様のご希望により別行動をされ、当社商品サービスを受けられなかった場合は、サービスを受ける権利を放棄したものとみなし、この場合、当該サービスにかかわる代金等は一切返金致しません。

お客様が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体またはその関係者・その他反社会的勢力であることが判明した場合、ご参加をお断りすることがあります。

この他に、当社の業務上の都合があるときには、挙式お申し込みをお断りすることがあります。

第4条【契約書面と最終確認書のお渡し】

当社は、挙式お申し込みをお受けした後、予約が確定次第速やかに都市名、式場名などを記載した「予約確認書」を代表者らへ発送致します(郵便、ファックス、メール、インターネット等の通信手段を含む)。契約書面は、この予約確認書、パンフレット、ウェディング料金表、本条件書および申込書により構成されます。当社は前項の契約書面を補完する書面として、挙式日当日のスケジュール、挙式地の宿泊ホテル名、およびお申し込みされた挙式オプションなど、これらの確定情報を記載した「予約確認書」を出発日の7~3日前までに代表者らへ発送致します。ただし、代表者から挙式地の宿泊ホテル名、ご利用航空会社名などのご連絡が遅れた場合は、発送が遅れることがあります。

第5条【挙式パッケージ代金と挙式オプションなどのお支払い】

挙式パッケージ代金、挙式オプション代金などは、その全額を挙式日の前日から起算して21日前までにお支払いいただきます。手配が完了していない場合、および、挙式お申し込みの日が21日前以降の場合は、当社が別途指定する期日までにお支払いいただきます。

第6条【挙式パッケージに含まれるもの】

ミッシェルリゾートウェディングバリ バリウエディング料金表(以下「料金表」という)をご参照下さい。なお、お客様のご都合により内容の一部をご利用にならなくても、原則として払い戻しはいたしません。

第7条【挙式お申し込みに伴う諸手続き】

当社手配の挙式は、リーガルウェディングを除きブレッシング・セレモニー(祝福式)形式で行われるため、日本および挙式国の法律上の効力は一切ありません。ただし、式場によっては、あらかじめ日本で入籍を済ませることが挙式お申し込みの条件となるものもあります。また、入籍を済ませた上で、役所発行の婚姻届受理証明書を提出していただくことが条件の式場もあります。

当社手配のリーガルウェディングは、挙式国の法律に則った正式な婚姻となるため、新郎新婦それぞれが日本の法律上未婚でありかつ結婚する能力のあることが挙式お申し込みの条件となります。また、挙式国が求める数種類の公文書の取得、提出、公的機関への出頭など、諸手続きが必要となります。詳細は挙式お申し込み時にご確認下さい。ただし、挙式国の法律に

より、未婚ではあっても挙式日現在において離婚後6ヶ月を経っていない新婦については挙式を執り行えないことがありますので、該当者は挙式お申し込みのときに、その旨をお申し出下さい。離婚歴がある場合で弊社にお申し込み時にお申し出が無かった場合で後日判明した場合は、挙式が中止されることがございます。その場合、当社は一切責任を負いません。

第8条【挙式契約内容およびサービス内容の変更】

当社は挙式契約成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、式場側の都合、その他当社の関与し得ない理由により式場の使用が不可能になった場合において、お客様の安全かつ、挙式の円滑な実施を図るためにやむを得ないときには、お客様に予め速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明し、挙式日程および挙式サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明致します。

第9条【挙式代金の変更】

当社は第8条にある、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、式場側の都合、その他当社の関与し得ない事由により挙式サービスの提供が不可能になり、かつ、お客様の希望のよりサービス内容の変更が行われる場合、その代金の差額を返金もしくは徴収させていただきます。

第10条【お客様の交代】

挙式お申し込みの時にお知らせいただく新郎新婦の姓名、および申込書にご記入いただく新郎新婦の姓名は、本名のみとさせていただきます。仮称等の姓名でのご予約はお受けできません。姓名のローマ字のスペルは、パスポートと同じスペルで記載してください。挙式手配完了後は、新郎または新婦、または新郎新婦双方の交代はできません。交代が必要な場合は、すでに確定している予約はキャンセル扱いとし、通常の取消し規定に基づく取消し料金をお支払いいただいた後に、改めて挙式契約を締結していただきます。

第11条【海外挙式契約の解除・変更・払い戻し】

1、海外挙式契約の解除権利について
1)お客様の解除・変更権：
I.お客様は当社の定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも挙式契約の全部または一部を解除(取消)または変更することができます。ただし、解除(取消)・変更のお申し出は、当社の営業時間において、新郎新婦御両名様またはいずれかによる解除のお申し出のみ受け付けます。営業時間外のお申し出は翌営業日扱いとなります。
挙式パッケージの取消/変更において、「変更」

とは予約が確定した挙式日または開始時間の変更を意味し、予約が確定した式場から他の式場への変更は「取消」として扱います。契約解除に伴う返金、その他当社がお客様に支払うべき金額については、特にお申し出がない限り、新郎新婦各自折半のものとしてお支払いいたします。

挙式取消料

挙式契約の解除期日	取消料
挙式日の前日より起算して31日目にあたる日まで	無料
挙式日の前日より起算して30日目にあたる日以降6日目にあたる日まで	挙式料金の30%
挙式日の前日より起算して5日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	挙式料金の50%
挙式日の前々日以降	挙式料金の100%

オプション取消料

オプション契約の解除期日	取消料
実施日の前日より起算して14日目にあたる日以降、9日目にあたる日まで	オプション料金の30%
実施日の前日より起算して8日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	オプション料金の50%
実施日の前日より起算して2日目にあたる日以降	オプション料金の100%

II.お客様は次のいずれかに該当する場合は手数料なしで挙式契約を解除することができます。
第8条に基づき挙式契約が変更されたとき、ただし、変更理由が第14条第1項の1)に掲げるものに限りです。
天災地変、暴動、官公署の命令、その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になったとき。
当社の責に帰すべき事由により、パンフレットおよび料金表に記載した挙式実施が不可能になったとき。

III.当社は当項1)のIに基づき、挙式契約が解除されたときにはすでに収受している挙式にかかわる金銭から所定の取消料等を差し引いた金額を払い戻し致します。収受している挙式にかかわる金銭でまかなえないときは、その差額をお支払いいただけます。また、当項の1)のIIに基づいて挙式契約が解除されたときは、すでに収受している全額払い戻し致します。

挙式をお申し込みされた地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上

の危険情報が出された場合は当社は原則として挙式催行を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には挙式を実施いたします。その場合(当社が挙式を実施する場合)、お客様が挙式を取消なさるときは、所定の取消料が必要となります。

2)当社の解除権：

I.代表者らが第5条に規定する期日までに挙式パッケージ代金および挙式オプション代金などをお支払いにならないときには挙式契約を解除することがあります。この場合、当項1)のIに規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
II.次の①～⑤に該当する場合、当社は挙式契約を解除する場合があります。

- ①お客様が第3条の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ②お客様が病気その他の事由により、安全に挙式を実施できないと認められたとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、挙式を円滑に行うことが困難になると認められたとき。

④挙式時のお客様の行動や服装が、現地の宗教や慣習等への配慮を著しく怠っていると認められ、今後の他の挙式に支障をきたすことが予想されるとき。

⑤天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由により挙式の安全な実施が不可能となる恐れが極めて大きいとき。

III.当社は当項2)のIおよびIIに基づき、挙式契約を解除したときはすでに収受している挙式にかかわる金銭から、所定の取消料等を差し引いた金額を払い戻し致します。取消料等が収受している挙式にかかわる金銭でまかなえないときは、その差額をお支払いいただきます。

第12条【当社の責任】

1、当社は、当社または当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」という)の故意または過失により、お客様へ損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償致します。ただし、損害発生日の翌日から起算して40日以内に、当社に対して、挙式を行った新郎新婦ご両名様から、通知があった場合に限りです。又、損害賠償額は挙式パッケージ代金を上限とします。原則現地で発生したクレームは、発生した国の発生した時点(日本時間基本)から24時間以内の通知に限りです。現地係員および当社とならぬ理由で連絡が取れなかった場合はその限りではありませんが、そのクレーム受付可否判断は当社に委ねられます。日本に帰国してからのクレームは、現地でき解決できない事由があるため原則お受けできません。挙式国を出発する時間まで24時間より不足する場合は、挙式国を出発する時間までが通知

期限となります。24時間以内であっても日本にご到着されてからは通知をお受けいたしません。

2、お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合、当社は原則として前記の責任を負いません。下記の理由により別途料金が発生した場合はお客様負担となります。

- 1) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる挙式日程の変更もしくは挙式中止。
- 2) 挙式会場での事故、火災により発生する被害。
- 3) 挙式会場の都合によるサービス提供内容の変更または中止、またはこれらのために生じる挙式日程の変更もしくは挙式中止。
- 4) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる挙式日の変更、挙式中止。
- 5) 自由行動もしくは移動中の事故。
- 6) 食中毒。
- 7) 盗難。
- 8) 運送期間の遅延、不通、スケジュール変更など、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮などにより、挙式日を変更もしくは挙式契約を解除する場合。

3、当社は海外挙式およびそれに付随するオプションの手配をお客様に代わって挙式会場側へ手配を行うサービスをご提供を致します。しかし、挙式会場側によるサービス内容の変更および中止、挙式条件の変更・挙式の日時変更および中止に関しては、お客様に代わり別日時または別挙式会場への調整など最善は尽くしますが、契約確定後であっても当社はその責任を負うものではありません。挙式国へ到着後も同様に責任を負いません。

4、手荷物について生じた当条第1項の損害については、同項に規定する代表者からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生日の翌日から起算して21日目以内に当社に対して代表者から申し出があった場合に限り1名につき15万円を限度として賠償致します。

第13条 お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が挙式契約の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。海外旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)などの有効かどうかの確認とその取得はお客様の責任になります。旅行サービスの手配内容変更もしくは旅行中止などの理由により挙式スケジュールの変更が必要になった場合、当社は責任を負いません。

第14条 挙式パッケージ保証

1、当社は契約内容に重大な変更等が生じた場合については挙式パッケージ代金を限度として、履行補償金を代表者に支払います。ただし次の1)および2)で規定する事由による変更等については変更・不履行補償金は支払いません。

1) 次に掲げる事由による変更等の場合、当社は変更・不履行補償金を支払いません。

- I. 挙式日程に損害をもたらす悪天候・天災地変。
- II. 戦乱。
- III. 暴動。
- IV. 官公署の命令。
- V. 運送宿泊期間等の旅行サービス提供の変更および中止等の理由に基づく挙式日の変更。
- VI. お客様の生命または身体の安全確保のために必要な措置。
- VII. 式場が教会または礼拝堂の場合宗教的理由および教団または教会・礼拝堂運営にかかわる理由による変更。
- VIII. 式場が公的施設の場合、その管轄公的機関の事由による変更。

2) 第11条の規定に基づき挙式契約が解除されたとき、当該解除された部分にかかわる変更については、当社は変更補償金を支払いません。

3) 本項の規定にかかわらず、当社が挙式契約に基づき支払う補償金額は、お支払い対象額を限度に支払われます。

2、予約確定後、当社の責に帰す事由により挙式の不履行が発生した場合は、お支払いいただきました挙式パッケージ代金を払い戻し致します。

3、当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更・不履行補償金、損害賠償金等の支払いに替え、これと相応の物品またはサービスの提供を持って補償を行うことがあります。

第15条 挙式オプション保証およびお客様依頼による特注パッケージ保証

前記の当社が責任を負えない各事由以外によって、お申し込みになられた挙式オプションまたは特注商品のサービス提供ができなかった場合、当社は当該商品代金の100%を上限とした補償金をお支払い致します。

第16条 挙式オプション

挙式オプションのお申込は、料金表に記載のある期限内でお受け致します。尚、基本的には、挙式オプションは挙式をお申込いただいた方がお申込いただける商品です。

第17条 その他の手配について

当社の料金表に記載されていないオプションで、お客様からの依頼による特注商品の手配

(見積りも含む)は前日から起算して30日前まで承ります。ただし、手配可能かどうかは手配先へ確認してからとなり、内容に基づいた料金とご清算方法をご案内します。この場合、実際にかかる費用(代金)とは別に手配手数料がかかる場合は別途お支払いいただけます。また、手配内容の取消料等については、第11条に定めるものとします。

第18条 その他

挙式手配に関する問題の発生およびその他契約条件書に定めのない事項に関する責任の処理、解決等を図る事態が生じた場合は、当社はお客様と協議のうえ協力いたします。本契約に関する紛争の裁判管轄は、インドネシア共和国バリ州デンパサール地方裁判所といたします。